

# 第1回常滑市水道料金及び 下水道使用料審議会

令和7年12月16日

1

1

## 1. 常滑市水道料金及び下水道使用料審議会の役割

- 常滑市水道料金及び下水道使用料審議会は「常滑市水道料金及び下水道使用料審議会条例」に基づき設置している審議会であり、委員8人以内で組織します。  
<審議会の設置の目的（第2条）>
- 市長の諮問に応じ、水道料金及び下水道使用料に関し必要な調査及び審議を行うため、常滑市水道料金及び下水道使用料審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2

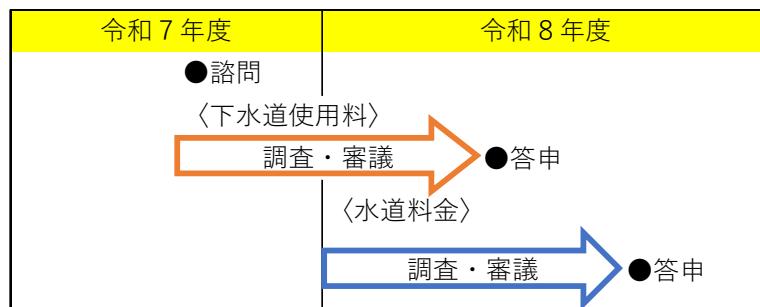
2

1

- 質問事項

- ①水道事業における水道料金のあり方について
- ②公共下水道事業における下水道使用料のあり方について
- ③農業集落排水事業における下水道使用料のあり方について

- 審議予定



3

3

## 2. 下水道事業の概要

### 下水道とは

- **下水**

生活や事業から出る「**汚水**」と、雨水等の「**雨水**」。

- **下水道**

下水を排除するために設けられる施設。

**排水管、ポンプ施設、下水処理施設**等の総体をいう。

4

4

## 下水道の役割

汚水事業	雨水事業
1. 生活環境の改善 トイレの水洗化による快適な生活環境の実現	4. 雨水の排除（浸水の防除） <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨（10年確率）の速やかな排出</li> <li>雨水ポンプ場による低い土地の雨水の排除</li> </ul>
2. 公共用水域の水質保全 公共用水域（川や海）の水質の保全	
3. 衛生的な環境の維持 <ul style="list-style-type: none"> <li>悪臭の発生抑制</li> <li>蚊やハエなどの害虫の発生抑制</li> <li>伝染病の予防、蔓延の防止</li> </ul>	

常滑市の下水道は分流式（汚水と雨水は別々の管で排除）です。

5

5

## 常滑市の下水道事業

常滑市では主に市街化区域で整備している**公共下水道事業**と、市街化調整区域の7地区における**農業集落排水事業**を行っています。家庭等からの汚水を浄化して、海や川に流すという意味では同様の事業です。

### ・公共下水道事業

都市部で発生する生活排水や汚水を地下の下水管を使って集め、処理施設で処理した後、河川や海に排水するためのインフラ整備。

### ・農業集落排水事業

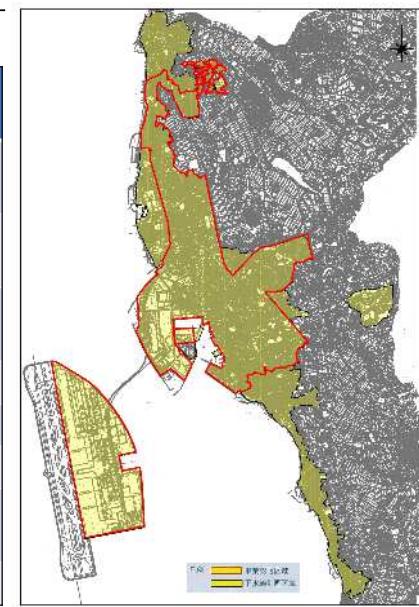
農村部での生活排水を集め、地区ごとに処理施設を設置して浄化することで、農村生活環境の整備と農業用排水の水質保全を目指す事業。（地区的請願により実施）

6

6

## 公共下水道事業（汚水）の概要

項目	内容 (R6末時点)	説明等
事業認可年度	平成5年度	平成5年度に事業認可を受け、平成6年度管渠工事に着手
全体計画区域面積	1,743.4ha	公共下水道の整備をする全体面積
事業計画区域面積	1,240.6ha	公共下水道を整備する予定のある面積
整備面積	1,189.4ha	公共下水道が使用できる区域の面積
整備率	68.2%	整備面積 ÷ 全体計画区域面積 × 100
主な施設	汚水管渠	約221.3km
	汚水ポンプ場	セントレア汚水中継ポンプ場、西之口汚水中継ポンプ場
	終末処理場	常滑浄化センター



7

7

## 公共下水道事業

- 整備済の区域は主に市街化区域
- 北端：北汐見坂、住吉町等
- 南端：白山村、樽水町等
- セントレア、りんくう町
- 処理場：常滑浄化センター  
(処理場を市が管理する単独公共下水道)



8

4

## 公共下水道事業（汚水）の概要

### 常滑浄化センター



常滑浄化センター／管理棟

#### 包括的民間委託

下水道事業のサービスの質を確保しつつ、民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための委託方式。

常滑市下水道事業では  
・常滑浄化センター維持管理業務

・セントレア汚水中継ポンプ場維持管理業務

- 所在地 常滑市新開町6丁目3番地の2
- 敷地面積 7.5ha 処理能力 19,100m³/日

※発生する汚泥は愛知県、東海市、及び知多市と共に衣浦西部浄化センター内の焼却施設で処理

9

9

## 公共下水道事業（汚水）の概要

### 整備状況

全体計画区域内人口 50,578人①

整備人口 32,939人 (①に対する割合 65.1%)	未整備 17,639人
水洗化人口 25,445人 (水洗化率77.2%)	未接続 7,494人

- 水洗化率 = 水洗化人口 ÷ 整備人口 × 100

全体計画区域面積 1,743.4ha

整備面積 1,189.4ha (整備率68.2%)	未整備 554ha
---------------------------	-----------

- 未整備の区域について、経営戦略上は毎年度5ヘクタール以下の面整備を想定していますが、その他に、令和6年能登半島地震や埼玉県八潮市での陥没事故をうけ、耐震化工事等の維持管理にもリソースを充てることが必要な状況です。
- 事業開始からの年数が浅く、多くの施設は耐震基準を満たしていることから、現状では耐震化・老朽化対策は大きな経営課題ではありませんが、将来的には検討が必要となる見通しです。

10

10

## 農業集落排水事業の概要

項目	内容 (R6末時点)	説明等
整備着手年度	昭和55年度	事業採択を受け、汚水処理事業に着手 (宮石地区（公共下水道に編入済）から順次着手）
整備面積	262ha	農業集落排水施設が使用できる区域の面積
整備率	100%	整備完了
主要な施設	汚水管渠 終末処理場	約63km 7処理場

- 整備率100%であり、新規整備は行っていない。
- 処理場の老朽化を受けた機械装置等の更新化事業を、各地区で順次行っている。
- 今後、当初に更新化事業を行った地区において、再度の更新化時期を迎えることになる。

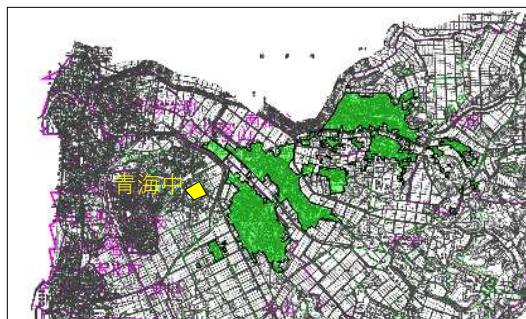
整備区域内人口	5,526人	
整備人口	5,526人（整備率100%）	
水洗化人口	4,913人（水洗化率88.9%）	未接続613人

$$\text{・水洗化率} = \text{水洗化人口} \div \text{整備人口} \times 100$$

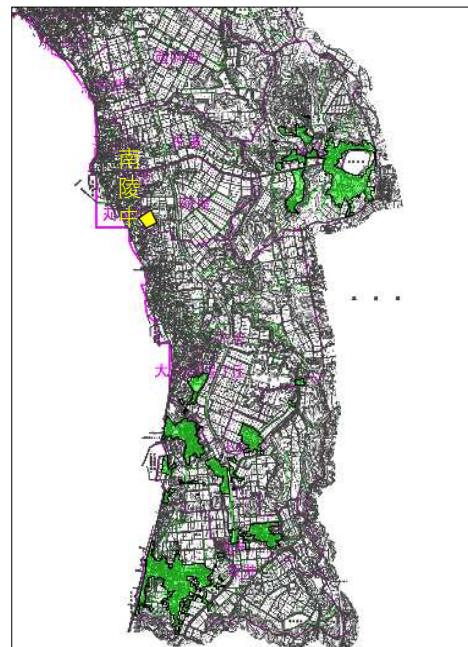
11

11

## 農業集落排水



- 北部：矢田、久米、前山
- 南部：桧原、小鈴谷、広目、坂井
- 処理場：各地区に1つ



12

12

### 3. 下水道事業経営の基本的考え方

#### ○地方公営企業法の適用

- ・下水道事業は、資産規模が大きく生活に密着したサービスであることから、地方公営企業法の適用が必要とされている。  
(常滑市は令和2年度から適用)

#### ○地方公営企業

- ・地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。
- ・**提供するサービスの対価である料金収入によって維持される。**

13

13

#### ○公営企業は独立採算が原則

##### ・【地方公営企業法第17条の2（経費の負担の原則）】

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

「下水道使用料」による自立経営が基本

14

14

## ○下水道事業特有の原則

### (1) 雨水公費、汚水私費の原則

- ・第5次下水道財政研究委員会（昭和60年）提言

「雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担するもの」  
 「汚水に係る費用の一部を公費負担とすることが適當」



- ・地方公営企業繰出金について（繰出基準 総務省）  
 汚水処理費のうち、約2割が公費負担分に該当。

汚水処理費は公費負担分を除き使用者の負担

15

15

### (2) 使用料の基本原則

【下水道法第20条（使用料）】

第二十条 公共下水道管理者は、**条例で定めるところにより、公共下水道を使用者から使用料を徴収することができる。**

2 使用料は、**次の原則によって定めなければならない。**

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 3 (略)

適切な使用者負担となる下水道使用料の設定

16

16

## 4. 下水道事業の経営状況と今後の見通し

### (1) 公共下水道事業

- ① 決算状況
- ② 使用料の現状
- ③ 使用料収入の見込み
- ④ 汚水処理費の見込み
- ⑤ 一般会計繰入金の見込み

17

17

#### ① 決算状況（雨水除く）

令和6年度決算

(百万円)

支出	維持管理費			資本費		他	計
	管	ポンプ	処理場	利息	減		
支出	40	70	355	103	68	125	761
収入	443			114	14	190	571
使用料			公費負担分	一般会計	他	収支不足 (赤字)額	

※管：管渠維持管理費、ポンプ：ポンプ施設維持管理費

※減：減価償却費（長期前受金戻入分を除く）

現状は繰出基準以外の  
一般会計繰入金で補填。  
(基準外繰入金)

独立採算・汚水私費の観点から、  
使用料での回収が求められる。

※公共下水道事業の収入・支出には、汚水処理に係るものの、雨水処理に係るものの、その他の事務費（総係費等）が含まれます。

この表は、雨水処理以外に係る決算状況です。

18

18

## ①決算状況（雨水除く）

	R3	R4	R5	R6
使用料収入	382,981	415,756	425,383	443,123
一般会計繰入金	160,259	183,864	150,333	114,187
その他収入	6,687	6,164	9,236	14,212
収入計	549,927	605,784	584,952	571,522
維持管理費	413,763	474,769	443,147	465,485
資本費	190,307	182,408	189,140	171,024
その他支出	98,510	74,529	96,913	124,664
支出計	702,580	731,706	729,200	761,173
収支不足額	△ 152,653	△ 125,922	△ 144,248	△ 189,651
				(千円)

19

19

## ①決算状況（経費回収率）

経費回収率とは

下水道使用料で回収すべき経費（汚水処理費等）を、どの程度下水道使用料で賄えているかを表す指標。

繰出基準に基づく繰入金を充てる分（公費負担分）を除いて計算する。

決算状況（経費回収率）

公共下水道事業	R3	R4	R5	R6
使用料収入（千円）①	382,981	415,756	425,383	443,123
汚水処理費等（千円） (公費負担分以外) ②	542,319	547,102	578,536	646,968
経費回収率① ÷ ②	70.6%	76.0%	73.5%	68.5%

独立採算ライン（100%）からはほど遠い状況

20

20

## ②使用料の現状

### ア 現在の使用料の体系 (1ヶ月・税込)

計算例：20m<sup>3</sup>使用の場合  
 基本使用料 330円  
 超過使用量 1,375円  
 (～10m<sup>3</sup>分 55.0 × 10 = 550円)  
 (11～20m<sup>3</sup>分 82.5 × 10 = 825円)  
 使用料合計 1,705円

排出量	～10m <sup>3</sup>	11～20m <sup>3</sup>	21～30m <sup>3</sup>	31～40m <sup>3</sup>	41～50m <sup>3</sup>	51～100m <sup>3</sup>	101～500m <sup>3</sup>	501m <sup>3</sup> ～
基本使用料						330円		
超過使用料 (1m <sup>3</sup> あたり)	55.0円	82.5円	121.0円	143.0円	154.0円	181.5円	220.0円	253.0円

排出量	0m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup>	500m <sup>3</sup>	5,000m <sup>3</sup>
使用料	300円	880円	1,705円	2,915円	5,885円	14,960円	102,960円	2,482,920円
使用料単価※ (1m <sup>3</sup> あたり)	－	80.0円	85.3円	97.2円	117.7円	149.6円	205.9円	225.7円

※使用料単価 = 使用料 ÷ 排出量

公共下水道事業の使用料体系は、事業開始時（平成12年度）に10年後（平成22年度）の維持管理費の単年度収支が黒字となるよう設定。

農業集落排水事業も、汚水処理という同一の公共サービスに対して同一負担とするため、同じ使用料体系としている。

21

21

## ②使用料の現状

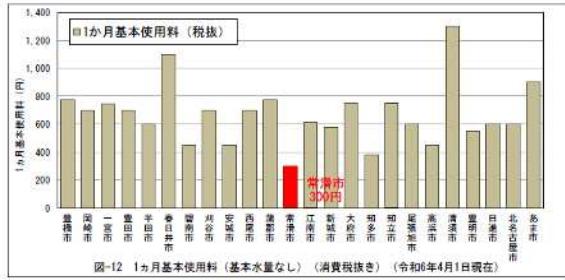
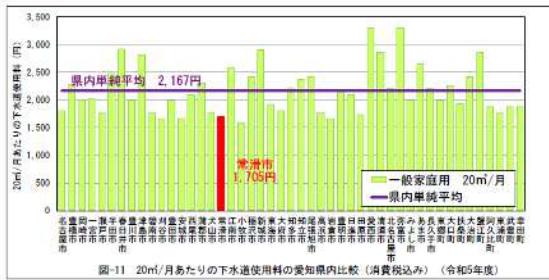
### イ 使用料単価について (令和6年度決算130.32円/m<sup>3</sup>)

総務省の示す使用料単価150円/m<sup>3</sup>に達していない。

総務省通知「公営企業の経営に係る事業別留意事項」

使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、**最低限行うべき経営努力**として、全事業平均水洗化率及び**使用料徴収 月3,000円/20m<sup>3</sup>**を前提として行われていることに留意すること。

#### 【要因の分析】



図：常滑市公共下水道事業経営戦略より 22

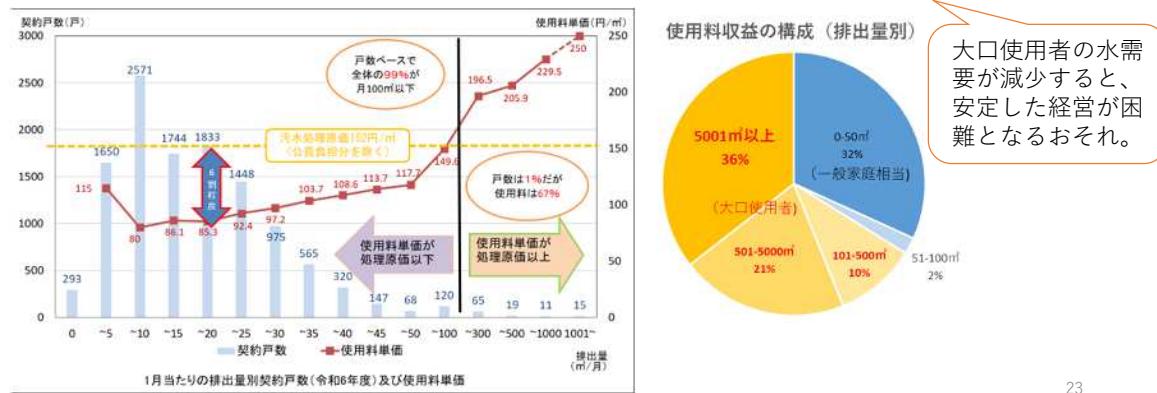
22

## ②使用料の現状

### ウ 排出量別の負担水準の偏り

一般家庭等の汚水処理原価に対する負担水準が6割程度。

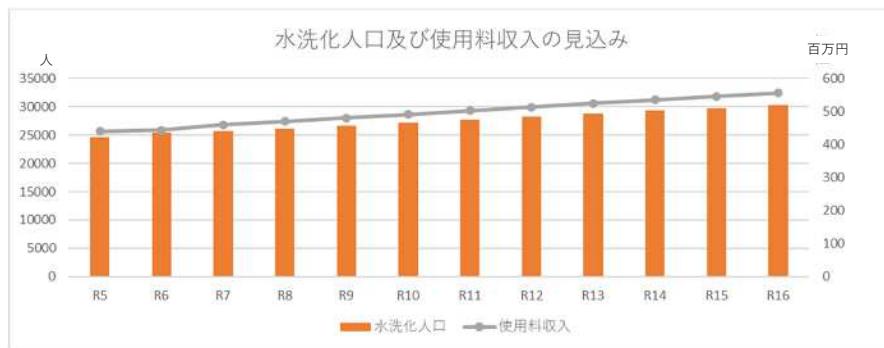
一部の大口使用者の負担に依存する構図となっている。



23

23

## ③使用料収入の見込み



- ・水洗化人口は、住宅の建替による水洗化率の向上等により、引き続き増加を見込む
- ・空港関連の水需要は段階的に回復すると想定

使用料収入は経営戦略の対象期間中増加を見込み、令和16年度には5億5千600万円（税抜）の使用料収入を想定。

ただし、この使用料は将来的には、日本全体の人口減少の影響により減少する想定している。

24

24

## ④汚水処理費の見込み

### ア 維持管理費（管きょ、ポンプ、処理場）

- 物価高や人件費の高騰を受けて、増加傾向にある。
- 供用開始からの経年劣化により、機械装置の修繕が増加する見込み。
- 終末処理場を有しているため、その維持管理費（修繕費を含む）の占める割合が大きく、変動の影響を受けやすい。

### イ 資本費（減価償却費、支払利息）

- 減価償却費は、過去の整備分が引き続き大きな比率を占めている。当初整備時の機械装置分等は減少していくが、当該機械装置を更新する場合に増加する可能性もある。
- 金利上昇の影響を受け、企業債償還時の支払利息が増加する懸念がある。

25

25

## ④汚水処理費の見込み



26

26

## ⑤一般会計繰入金の見込み（雨水含む）



27

27

## （1）公共下水道事業　まとめ

- ①決算状況：毎年度1～2億円の収支不足（赤字）を、市税等を財源とする一般会計からの繰入金で補填。
- ②使用料の現状：使用料単価が低く、負担水準に偏り。
- ③使用料収入の見込み：有収水量の増加に伴って増加。
- ④汚水処理費の見込み：物価高、経年劣化への対応等により維持管理費が増加。
- ⑤一般会計繰入金の見込み：今後も毎年度1億円以上の収支不足が生じ、補填のための一般会計繰入金が必要となる。

28

28

## 4. 下水道事業の経営状況と今後の見通し

### (2) 農業集落排水事業

- ① 決算状況
- ② 使用料の現状
- ③ 使用料収入の見込み
- ④ 汚水処理費の見込み
- ⑤ 一般会計繰入金の見込み

29

29

### ① 決算状況（農業集落排水事業）

令和6年度決算							(万円)
支出	維持管理費						計
	管	ポン	処理場	その他	利息	減	
	199	381	5,065	2,342	485	1,012	9,484
収入	4,500		1,497	27	3,460		6,024
	使用料	公費 負担分	一般会計 繰入金	他	収支不足 (赤字)額		

※管：管渠維持管理費、ポン：ポンプ施設維持管理費

※減：正味減価償却費 = 減価償却費 - 長期前受金戻入

独立採算・汚水私費の観点から、  
使用料での回収が求められる。

現状は繰出基準以外の  
一般会計繰入金で補填。

**(基準外繰入金)**

30

30

## ①決算状況（農業集落排水事業）

	R3	R4	R5	R6
使用料収入	47,046	45,640	46,268	44,995
一般会計繰入金	2,298	6,568	11,866	14,966
その他収入	356	942	602	270
収入計	49,700	53,150	58,736	60,231
維持管理費	60,267	64,646	69,845	79,875
資本費	13,813	13,210	17,552	14,969
その他支出	1	596	38	0
支出計	74,081	78,452	87,435	94,844
収支不足額	△ 24,381	△ 25,302	△ 28,699	△ 34,613
	(千円)			

31

31

## ①決算状況（経費回収率）

経費回収率とは

下水道使用料で回収すべき経費（汚水処理費）を、どの程度下水道使用料で賄えているかを表す指標。

繰出基準に基づく繰入金を充てる分（公費負担分）を除いて計算する。

農業集落排水事業	R3	R4	R5	R6
使用料収入（千円）①	47,046	45,640	46,268	44,995
汚水処理費（千円） (公費負担分を除く) ②	71,782	69,923	69,933	77,578
経費回収率① ÷ ②	65.5%	65.3%	66.2%	58.0%

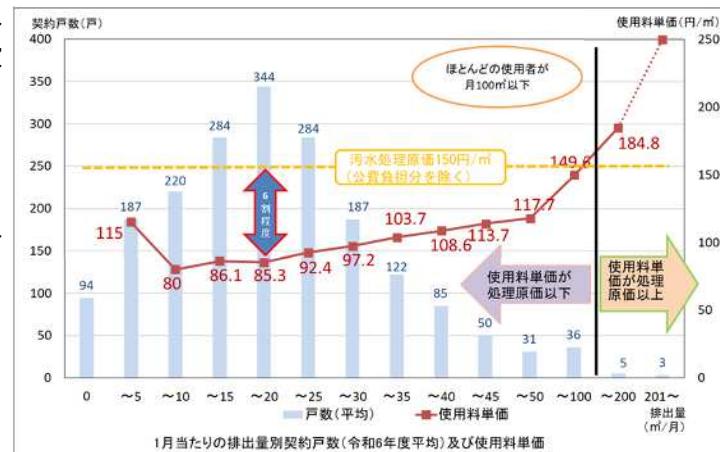
独立採算ライン（100%）からはほど遠い状況

32

32

## ②使用料収入の現状

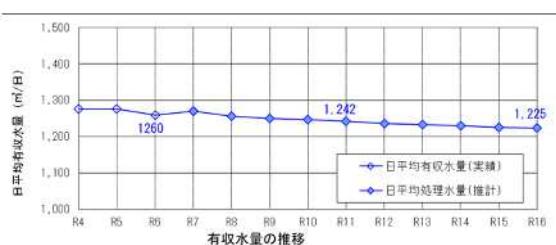
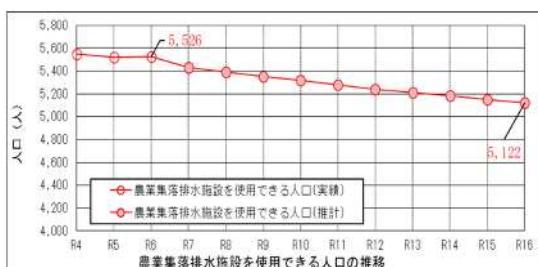
- 使用料単価が汚水処理原価（公費分除）を下回っており、不足分を一般会計繰入金に依存。
- 一般家庭相当の排出量区分において処理費に対する負担水準が低い。
- 大口の使用者が少ない。
- 排出量0の使用者（空き家）の割合が多く、今後も増加が見込まれる。



33

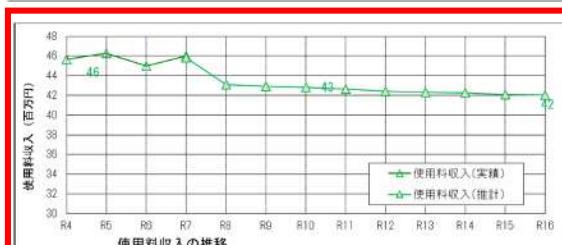
33

## ③使用料収入の見込み



・集落排水事業は人口減の進む地域で行われており、人口減少等に伴い有収水量が減少している

図：常滑市農業集落排水事業経営戦略より



34

34

## ④汚水処理費の見込み

### ア 維持管理費（管きょ、ポンプ、処理場）

- 維持管理費は、物価高や人件費の高騰を受けて増加する見込み。

### イ 資本費（減価償却費、支払利息）

- 整備は完了しているが、処理場老朽化に対応するための更新化事業を進めしており、新たな減価償却の開始が見込まれる。
- 更新化事業に係る企業債の借入れを行っており、金利上昇の影響を受け、償還時の支払利息が増加する懸念がある。

35

35

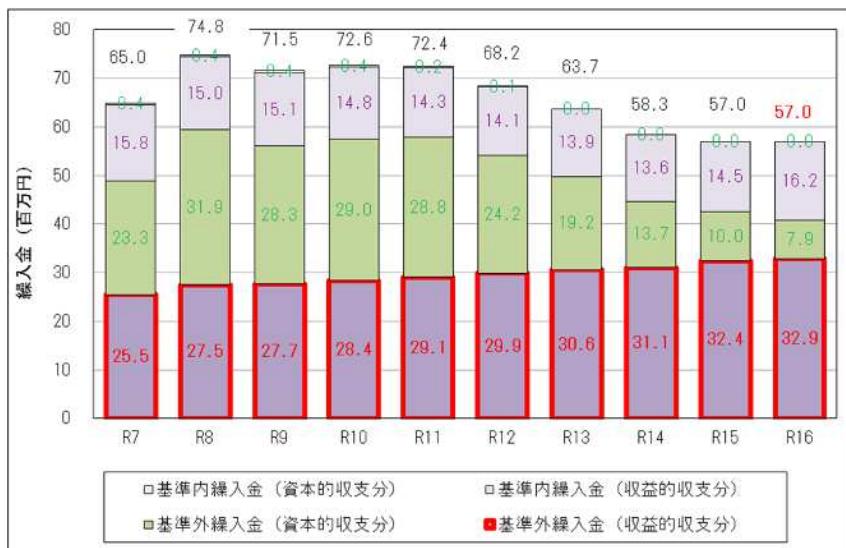
## ④汚水処理費の見込み



36

36

## ⑤一般会計繰入金の見込み



37

37

## (2) 農業集落排水事業　まとめ

- ①決算状況：収支不足額（赤字）が年々増加しており、市税等を財源とする一般会計からの繰入金で補填。
- ②使用料の現状：大口使用者が少なく、使用料単価が低い。
- ③使用料収入の見込み：人口減少に伴って減少。
- ④汚水処理費の見込み：物価高等により維持管理費が増加。
- ⑤一般会計繰入金の見込み：今後も毎年度3千万円程度の収支不足が生じ、補填のための一般会計繰入金が必要となる。

38

38

## 5. 下水道使用料改定の必要性について

### 現状

- ・使用料単価が低く、水量別の負担水準に偏りがある。
- ・経費回収率が、100%に達していない。

### 課題

- ・適正な使用料収入の確保による経費回収率の向上
- ・赤字補填のための一般会計繰入金の抑制



### 経営戦略の重点取組事項：使用料の改定

(令和6年度改定 公共下水道事業経営戦略、農業集落排水事業経営戦略)

39

39

## ○経営戦略の重点取組事項

### 改定目標

#### 【公共下水道事業】

- ・使用料単価150円/m<sup>3</sup>の確保
- ・経費回収率100%以上
- ・基準外繰入金（収益的収支分）の皆減

#### 【農業集落排水事業事業】

- ・公共下水道事業と同時期、同内容の使用料改定

改定時期や使用料体系等については、近隣市町の動向、市民の急激な負担増、経済情勢等を考慮し、審議会の答申を踏まえて検討する。

40

40

## 6. 今後の審議について

### ○審議方法

- ・**公共下水道事業における適正な使用料の在り方について検討**するごととし、農業集落排水事業の使用料については公共下水道事業における検討結果と同一の使用料体系としたい。

### ○審議内容

#### 第2回審議会

公共下水道事業における使用料改定の考え方の整理  
(時期、改定の割合等)

#### 第3～5回審議会

具体的な使用料体系等の検討

41

41

当日追加資料

## 使用料の現状（水量区別の割合）



水量区別の、全体に占める割合	平均使用料単価	使用者数	排出量	使用料
0～50m³ (一般家庭、事務所等)	80～117.7円	98%	55%	32%
101m³以上 (飲食店等)	150円～	1%	42%	66%
うち5,001m³以上 (大規模施設)	225.7円～	1%未満	20%	35%

42

42